東葛総合法律事務所・事務所だより　第77号

カッとび

No.48

2024年
新春号

https://tokatsu-law.com/

ドイツ・ニコライ教会（1989年、ベルリンの壁崩壊のきっかけ「月曜デモ」がここから始まった）撮影：弁護士 小川 款

ごあいさつ

昨年10月にパレスチナにおいて武力紛争が発生し、その地に生きる人々が悲惨な状況に置かれていることが日々報道されています。ウクライナでの被害者が増え続ける中、更なる悲劇が生じています。

そんな状況だからこそ、私たちは、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」とうたう日本国憲法前文の精神を改めて心に刻む必要があります。私たちは、決して他人事とすることなく、現地の一人ひとりの人生が踏みにじられている状況に思いを馳せ続けることが必要だと思います。その積み重ねが平和につながる道なのではないでしょうか。

東葛総合法律事務所

代表　弁護士　蒲田孝代
弁護士　福富美穂子
弁護士　齋藤雅子
弁護士　宗みなえ
弁護士　萩原得誉
弁護士　長浜有平
弁護士　藤吉彬
弁護士　小川款
弁護士　鈴木雄希
事務局長　田丸智恵
事務局員一同

発　行／東葛総合法律事務所　編集責任者／齋藤　雅子
〒271-0092　千葉県松戸市松戸1281-29　松戸東洋ビル5階　電話 047-367-1313（代）　FAX 047-367-1319

シリーズ No.22
憲法を考える

外国人の人権

皆さんは外国人に憲法の人権保障が及ぶかどうか、考えたことはありますか。最高裁は、一定の場合を除き外国人にも憲法の人権保障が及ぶとしています。それでも、これまで何度か取り上げてきたように、外国人が「入管」に収容される場合に裁判所のチェックがなかったり、収容の期限がないといった外国人の権利に関わる問題が生じています。今回は、そもそもなぜこのような問題が生じてしまうのかの根本的な原因と、直近でどのような課題が生じているのかについて、お話したいと思います。

根本的原因とは

まず、このような問題が生じてしまう根本的な原因の一つとして、マクリーン事件といわれる裁判をご紹介します。マクリーン事件とは、日本に在留していたアメリカ人のマクリーンさんが政治活動をしたこと（ベトナム戦争反対を訴えるデモや集会に参加したこと）等を理由として、法務大臣がマクリーンさんの在留資格（日本に在留する法的地位）の更新を許可しない決定をしたのに対し、それが違法であると争った裁判です。

最高裁は、権利の性質上日本人のみを対象としているものを除き外国人についても憲法の人権の保障が及び、政治活動の自由については保障されるとしました。

しかし、その保障は「外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当」とし、政治活動をしたことを上記更新の際にマイナスの判断材料としても違法ではないとしています。戦争反対の声を上げたマクリーンさんが、それを理由の一つとして日本から出て行けと言われることも違法ではないとされたのです。

憲法より入管法が上位なの？

この最高裁の判断が現在でも生きており、外国人に対する憲法の基本的人権の保障を、著しく弱めています。判例が、外国人に関して憲法よりもいわゆる入管法（外国人在留制度のわく）が上位にあると認めたようなものだからです。結局、外国人の人権をどこまで認めるかは、入管法とそれに基づく政府の広範な裁量次第であると、裁判所がお墨付きを与えるようなものとなってしまったのです。

人権って日本人だけのものではないよね

「子ども」でない人は対象外

最近でも、政府は、外国人に対する恣意的な取扱いをしています。例えば、2023年8月4日に、出入国在留管理庁は「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの特別在留許可に関する対応方針について」を発表しています。

この方針は、日本に生まれながらも在留資格がない子供と家族の一部に在留資格を認めるもので、一定の評価ができるものです。しかし、この方針はその対象を、日本で出生した「子ども」に限定しています。日本で生まれずっと日本で生活していたとしても、この方針の基準時において「子ども」でない人、すなわち18歳以上になっている人は、対象外となってしまうのです。18歳となるのがこの方針の基準時の前か後で、保護されるか否かの結論が変わる可能性があります。その取扱いの違いに合理的な理由はなく、恣意的な判断としかいえません。

この方針は、入管法が2023年6月9日に改正されたことを踏まえて出されたものです。入管法は、2021年にも改正が試みら

事件報告　建設アスベスト訴訟

建材企業は自らの責任を認めよ

弁護士
宗　みなえ

2008年5月の東京地裁提訴によって始まり、北海道、大阪、京都、九州と次第に訴訟の輪が広がってきた建設アスベスト訴訟。2021年5月には最高裁の判決が言い渡され、国の責任及び一部建材企業の責任が明確に認められた事、建材企業の責任について認めていなかった東京1陣訴訟については、再度建材企業の責任を検討するように裁判を東京高裁に差し戻した事については、2021年カッとび夏号で報告したとおりです。

その後、東京高裁にて建材企業の賠償責任をめぐる差戻審の裁判が続いていましたが、2023年10月10日、この差戻審も結審し、裁判所は原告と建材企業とが和解できるか否か試みるとしました。何故和解が試みられるかというと、このまま判決になれば、判決内容に納得しない建材企業（場合によっては原告側も）が再び最高裁に上告し、解決が先延ばしになってしまうからです。ただ、これまで各地の裁判所で和解に応じて賠償した建材企業は1社しかなく、見通しは不透明です。

2021年カッとび夏号では、最高裁判決が出たことにより、裁判をせずとも国に給付金の支払いを請求できる建設アスベスト給付金制度が整備された事も紹介しました。ただ、建設アスベスト訴訟も給付金制度もまだ大きな問題が残っています。1つ目は主として屋外で建物建築に携わっていた原告（板金工、外装工等）については、未だに国・建材企業の責任が認められていない事。2つ目は主として解体作業に従事していた原告（解体工、はつり工等）に対しては建材企業の責任が認められていない事。3つ目は給付金制度が国の責任のみを前提として設計されたため、建材企業が広く資金を拠出して責任を果たすような仕組みになっていない事。

これらの残された問題点を解消すべく、また、「最高裁まで争って負ければ（仕方ないので）賠償金を支払う」という、原告らの被害や自らの責任を軽視した建材企業の態度を改めさせるべく、建設アスベスト訴訟は続いています。東京では1陣訴訟から4陣訴訟までが係属中です。これからもご支援をよろしくお願いいたします。

建設アスベスト東京1陣訴訟の差戻審結審後の記者会見の様子

れましたが、当時のウィシュマさんの名古屋入管死亡事件などもあり、たくさんの国民の反対によって改正は阻止されました。そんな入管法改正案が、一部のみ訂正しただけの多くの深刻な問題をそのまま含む形で、たった2年後の2023年に法律として可決成立してしまったのです。

不安定なままでいいの？

日本における外国人の法的地位は、不安定なままです。今後の日本社会は、ますます外国人との共生が進むと思われます。そんな中、日本における外国人の地位がこのように不安定でよいのか。日本社会が、ひいては日本に住む一人一人が、改めて思いなおす必要があるように思います。

（本文・イラスト／当事務所憲法委員会）

講師派遣いたします

憲法、相続、遺言、後見制度などの学習会を開きませんか？講師派遣のお問い合わせ、ご要望はお気軽に電話にてご連絡ください。

（担当　田丸）

法律クイズ Q

相続登記の義務化

土地や建物を相続した時に行う相続登記。
一定の期限までに登記しなければならない（義務）と変更されることになりました。今回はこの「相続登記の義務化」についての問題です。

第1問 2024年4月1日から相続登記が義務化されると聞きました。私の父は2021年3月1日に亡くなったのですが、まだ相続登記ができていません。この場合も相続登記をする義務があるのでしょうか。

第2問 相続登記をしなければいけない期限までに他の相続人との遺産分割の話がまとまりそうもありません。そのような場合でも相続登記をしなければいけないのでしょうか。

第3問 不動産登記推進のイメージキャラクターとなっている動物は？
1. イヌ　2. キツネ　3. サル

回答編は6面にあります

弁護士　長浜 有平

法律相談

受付時間のご案内
平日　9:30～18:00
土　9:30～12:30
相談料（1時間以内）
5,500円（税込）

主な取扱い業務
離婚・相続・後見
債務整理・交通事故
労働問題・刑事事件
不動産に関する問題
請負など

相談予約電話　047-367-1313

東葛総合法律事務所

新人弁護士　自己紹介

鈴木雄希（すずきゆうき）です

初めまして。昨年12月より晴れて東葛総合法律事務所の一員となりました、鈴木雄希です。

この事務所と私が出会ったのは、高校時代の職場体験のときです。高校2年生の私には、依頼者の方と一緒に悩み、弁護士として社会にどう貢献できるかを真剣に考えている事務所の弁護士の姿は、とても輝いて見えました。この時抱いた感情は今も私の中に生き続け、「助けを必要としている人の力になり、社会に貢献する弁護士になる」という目標として、私を動かす原動力となっています。

学生時代から、部活のキャプテンや、体育祭の応援団長、サークルやゼミのイベント・同窓会の企画等、様々な役割を務めました。自分のためでなく、「誰かのために」やるからこそ、普段以上の力が発揮できたのだと思います。

生まれも育ちもこの東葛地域で、今まで多くの方々に支えられてきました。これからは私が「地域のために」何ができるのか考え、周りの方々を支える側になりたいと思います。

駆け出しの身ではありますが、胸にバッジをつける以上は、一つ一つの仕事に責任を持ち、真摯に取り組んで参ります。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

追悼
～えん罪布川事件 櫻井昌司さん～

弁護士
福富美穂子

2023年8月23日、櫻井昌司さんが亡くなりました。享年76歳。20歳からの29年を獄中で過ごし、無罪判決を勝ち取るまでに44年の月日がかかり、その後、国家賠償を勝ち取ったときは、74歳になっていました。「えん罪布川事件」は、櫻井さんの人生そのもの。理不尽と闘い、正義を貫いた人生でした。その一部でも共に闘えたことは、弁護士としての誇りです。

第二次再審申立後の報告集会にて（2001年12月 左から福富弁護士（2年目）、杉山さん、櫻井さん）

初めて櫻井さんに出会ったのは、25年前。私は、まだ司法修習生という立場でした。とにかく明るく、悲壮感など微塵も感じさせない姿に、正直驚きました。時に悲観的になる弁護団に、櫻井さんは「大丈夫。勝つよ。」と笑顔で言い続け、本来、依頼者を元気づけるのが弁護士の役目であるはずなのに、不思議な逆転現象が起きていました。そして、櫻井さんの言葉どおり、裁判所は、櫻井さんの主張を全面的に認めました。

いつでも前向きに、ひたむきに、真実という武器をひっさげて闘う櫻井さんの姿に勇気づけられたのは弁護団だけではありません。全国のえん罪犠牲者の方々も、自らの闘いにパワーをもらい、くじけそうな心を支えられたにちがいありません。いつしか櫻井さんは、「布川事件の櫻井さん」の枠を大きく飛び出し、全国のえん罪犠牲者のリーダーとして、大きなうねりを作り出す存在になっていきました。自分の闘いを続けながら、全国を飛び回り、犠牲者を励まし、支援者を鼓舞する、その姿は、まさにえん罪界（そんなものがあるとすれば）の英雄です。そんな立場になっていっても、櫻井さんは自分一人で闘ってきたわけではないということを忘れませんでした。売れっ子タレント並みに忙しい中でも、近くまで来たから、とフラッと事務所に現れ、近況報告をしてくれました。わざわざ途中下車をして。そんな櫻井さんに会えることを、みんなが喜んでいました。

フラッと現れてくれた櫻井さん（2021年6月）

人生の最終盤、櫻井さんの闘いは、えん罪仲間を救うこと、そして、新たなえん罪被害をなくすこと、そのための司法改革を実現することにシフトチェンジされました。立ちはだかる壁はとても大きく、そこに病との闘いも加わったのですから、強靱な櫻井さんもさすがにしんどかったはずです。それでも最後まで歩みを止めることなく、世に訴え続けました。これ以上、えん罪犠牲者を生み出してはいけない、と。そのために再審法改正が絶対に必要だと。その道半ばでの訃報は、本当に本当に衝撃でした。

櫻井さんを失った今、私たちにできること……櫻井さんの想いを受け継ぎ、世に広くえん罪被害根絶を訴え続けること。きっと櫻井さんが天から笑顔で「大丈夫、勝つよ。」と声をかけ、見守り続けていてくれると信じて。

友の会ためになる講座にて（2023年2月）

法律クイズ A　相続登記の義務化

問題は４面です。では、答え合わせです。

第１問　義務があります

相続登記義務化の規定は2024年4月1日から施行されますが、それ以前に発生していた相続も対象となります。ただし、登記申請の猶予期間が3年間あり、施行日から３年以内、つまり2027年3月31日までに登記手続をすれば大丈夫です。なお、施行日後に発生した相続については、相続を知った日から3年以内に登記手続をする必要があります。

第２問　相続登記をしなくても大丈夫です

遺産分割の話し合いに時間を要する場合には、「相続人申告登記」（相続が発生した事実と自分が法定相続人であることを法務局に申し出る）を、相続を知った日から３年以内に行えば、相続登記をする必要まではありません。

第３問　キツネ

耳・胸
「登記」の「ト」の字があしらわれている。

しっぽ
土地を「筆（ひつ）」という単位で数えることから、筆の形となっている。

法務省ホームページより引用

弁護士
齋藤 雅子

東葛総合法律事務所　友の会コーナー

昨年7月1日、4年ぶりに友の会旅行「予科練平和記念館と百里基地への旅」を行いました。平和記念館で戦争の悲劇を学び、百里基地で平和への思いをより強く持ち、大変身になる旅となりました。

平和公園内の百里平和稲荷（7月）

10月21日には、ためになる講座「憲法審査会ってなぁに？」を開催しました。憲法審査会の歴史、内容の講義後、実際に話されている内容についてディスカッションを行い、会場は大いに盛り上がりました。

各テーブルに分かれてのディスカッション（10月）

友の会では、この度めでたく会員３００名を突破しました。これもひとえに皆様の温かいご支援のお陰です。今後ともどうぞよろしくお願い致します。（担当　中島）

今後の友の会行事予定

●ためになる講座「クイズで学ぶ身近な不動産トラブル」
2月3日（土）午後
市民会館301会議室

●総会
4月13日（土）午後
場所未定

カッとび　読者の声（前号アンケートより）

✉（前号表紙について）元鉄道員としてローカル線が走り続ける風景は鉄道のもつ原風景を感じます。

50周年コーナー

新年早々、来年の話で失礼します!!
来年２０２５年、東葛総合法律事務所は、皆様に支えられ、50周年を迎えます。
そこで、現在、事務所では50周年の記念行事を企画中です！詳細については随時このカッとび等でお伝えしていきますので、続報をお待ち下さい!!
これからも地域に根ざした法律事務所を目指し、所員一丸となって奮闘していきたいと思います!!　弁護士　萩原 得誉

編集後記

パレスチナやウクライナの惨状、国内の外国人の人権、私達は自国、自国民だけに視野を狭めてはいけません。▼自分の無罪を勝ち取るだけでなく、全国のえん罪被害者を支援し、司法制度の問題にも立ち向かった櫻井昌司さん。ご冥福をお祈りします。